

告 示

埼玉県告示第百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、令和七年二月十九日に県営土地改良事業池上地区（区画整理事業）の換地処分をした。

令和七年二月二十五日

埼玉県知事 大 野 元 裕